

○ 中小漁業経営支援協議会について（平成21年4月1日付け20水管第2909号水産庁官通知）一部改正新旧対照

表

（下線部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
<p>水産業体质強化総合対策事業費補助金交付等要綱（令和4年3月28日付け3水推第1433号農林水産事務次官依命通知。以下「<u>体质強化交付等要綱</u>」という。）第3の1の（1）のイの<u>（力）</u>並びに<u>漁業・養殖業復興支援事業費補助金交付等要綱</u>（令和7年3月31日付け6水推第1554号農林水産事務次官依命通知。以下「<u>復興支援交付等要綱</u>」という。）第4の1の（2）の才及び第4の2の（2）の才の中小漁業経営支援協議会の設置について、下記のとおり定めたので、事業の実施につき遺漏のないようにされたい。</p> <p>記</p>	<p>水産業体质強化総合対策事業費補助金交付等要綱（令和4年3月28日付け3水推第1433号農林水産事務次官依命通知。以下「<u>交付等要綱</u>」という。）第3の1の（1）のイの<u>（才）</u>並びに<u>漁業・養殖業復興支援事業実施要綱</u>（平成23年11月21日付け23水管第1818号農林水産事務次官依命通知。以下「<u>実施要綱</u>」という。）第3の1の（2）の才及び第3の2の（2）の才の中小漁業経営支援協議会の設置について、下記のとおり定めたので、事業の実施につき遺漏のないようにされたい。</p> <p>記</p>
<p>第1 目的</p> <p>中小漁業経営支援協議会（以下「協議会」という。）は、改革計画、操業転換方針、漁業復興計画、養殖復興計画又は長期的な代船建造計画に参加しようとする漁業者及び養殖業者の経営の改善計画又は再建計画について、経営の専門家が計画策定支援及び実行指導を行い、計画の実効性及び迅速性をより高めることを目的とする。</p>	<p>第1 目的</p> <p>中小漁業経営支援協議会（以下「協議会」という。）は、改革計画、漁業復興計画、養殖復興計画又は長期的な代船建造計画に参加しようとする漁業者及び養殖業者の経営の改善計画又は再建計画について、経営の専門家が計画策定支援及び実行指導を行い、計画の実効性及び迅速性をより高めることを目的とする。</p>
<p>第2 協議会</p> <p>1 組織</p>	<p>第2 協議会</p> <p>1 組織</p>

(1) 協議会は、プロジェクト運営者（体質強化交付等要綱第3の1の(1)のイの(力)）の規定により定める協議会にあっては、同第3の1の(1)のイに規定する「地域プロジェクト運営者」を、復興支援交付等要綱第4の1の(2)のオの規定により定める協議会にあっては、復興支援交付等要綱第4の1の(2)に規定する「地域漁業復興プロジェクト運営者」を、復興支援交付等要綱第4の2の(2)のオの規定により定める協議会にあっては、復興支援交付等要綱第4の2の(2)に規定する「地域養殖復興プロジェクト運営者」をいう。以下同じ。）の役員及び株式会社日本政策金融公庫、漁業系統金融機関、銀行その他の中小漁業者の経営を支援する機関の役員又は職員からプロジェクト運営者が任命する委員をもって組織するものとする。

(2)～(9) (略)

(10) (9)の別紙様式例1中の「地域プロジェクト運営者」とあるのは、復興支援交付等要綱第4の1の(2)のオの規定により協議会を設置するときは、「地域漁業復興プロジェクト運営者」と、復興支援交付等要綱第4の2の(2)のオの規定により協議会を設置するときは、「地域養殖復興プロジェクト運営者」と読み替えるものとする。

(11)・(12) (略)

2 手続

(1) プロジェクト運営者は、協議会を設置しようとするときは、別紙様式例1、別紙様式例2及び別紙様式例3を参考

(1) 協議会は、プロジェクト運営者（交付等要綱第3の1の(1)のイの(才)）の規定により定める協議会にあっては、同第3の1の(1)のイに規定する「地域プロジェクト運営者」を、実施要綱第3の1の(2)のオの規定により定める協議会にあっては、実施要綱第3の1の(2)に規定する「地域漁業復興プロジェクト運営者」を、実施要綱第3の2の(2)のオの規定により定める協議会にあっては、実施要綱第3の2の(2)に規定する「地域養殖復興プロジェクト運営者」をいう。以下同じ。）の役員及び株式会社日本政策金融公庫、漁業系統金融機関、銀行その他の中小漁業者の経営を支援する機関の役員又は職員からプロジェクト運営者が任命する委員をもって組織するものとする。

(2)～(9) (略)

(10) (9)の別紙様式例1中の「地域プロジェクト運営者」とあるのは、実施要綱第3の1の(2)のオの規定により協議会を設置するときは、「地域漁業復興プロジェクト運営者」と、実施要綱第3の2の(2)のオの規定により協議会を設置するときは、「地域養殖復興プロジェクト運営者」と読み替えるものとする。

(11)・(12) (略)

2 手続

(1) プロジェクト運営者は、協議会を設置しようとするときは、別紙様式例1、別紙様式例2及び別紙様式例3を参考

に、アからウまでに掲げる書類を作成し、別記様式第1号により事業主体（体質強化交付等要綱第3）に規定する事業主体及び復興支援交付等要綱第4に規定する事業実施主体をいう。以下同じ。）を経由して水産庁長官に申請し、その承認を受けるものとする。

ア～ウ （略）

（2）～（7） （略）

第4 その他

- 1 （略）
- 2 協議会に係る助成金の交付については、体質強化交付等要綱第3の1の（1）のイ並びに復興支援交付等要綱第4の1の（2）及び第4の2の（2）に定めるところによるものとする。

附 則（令和7年3月31日付け6水推第1629号）

この通知は、令和7年4月1日から施行する。

に、アからウまでに掲げる書類を作成し、別記様式第1号により事業主体（交付等要綱第2に規定する事業主体及び実施要綱第2に規定する事業実施主体をいう。以下同じ。）を経由して水産庁長官に申請し、その承認を受けるものとする。

ア～ウ （略）

（2）～（7） （略）

第4 その他

- 1 （略）
- 2 協議会に係る助成金の交付については、交付等要綱第3の1の（1）のイ並びに実施要綱第3の1の（2）及び第3の2の（2）に定めるところによるものとする。